

国による認定区域整備計画の実施状況評価の概要

資料 1

※ 令和 6 年 9 月 10 日付け「認定区域整備計画の実施の状況の評価について」（国土交通省）及び「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画 令和 5 年度（2023 年度）実施状況評価書」（特定複合観光施設区域整備計画審査委員会）を元に大阪府・市作成

○ 令和 5 年度における「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の実施の状況の評価（国土交通省）

特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度における「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の実施の状況を以下のとおり評価する。

目標の達成状況

認定区域整備計画に記載した目標の達成に向けてより取組の実効性を高める観点から、取組に応じて複数の成果目標の設定と、その達成に向けた客観的な指標を用いた進捗状況の報告及び要因分析等を行うことも検討されたい。目標達成に向け、まずは I R 開業に向けた各種取組を着実に進めることが重要である。

認定区域整備計画に基づく取組の状況

区域整備計画認定以降、様々な状況の変化等があったが、引き続き、要求基準を充足していることを確認した。金融機関との融資契約の締結、少数株主 22 社との株式引受契約の締結、液状化対策工事への着手、ギャンブル等依存症対策の実施など、様々な取組に進捗が見られ、一定の評価はできる。I R 開業に向けて、認定区域整備計画に基づき着実に取組を進めるとともに、認定時の審査委員会における指摘等が適切に今後の取組に反映されることを求める。

特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）第 9 条第 13 項に基づき付された条件に係る取組の状況

認定条件 1	カジノ施設や I R 全体の建築物のデザインについて、実施状況報告では設計の着手を確認した。認定審査における審査委員会の意見が適切に反映されたものとなるよう、今後の詳細設計・建設において十分留意すべきである。
認定条件 2	推計値について、令和 5 年度の取組としては推計の前提条件に変更がないことの確認に留まっているが、今後、推計に用いる各種データ等の精緻化及び認定区域整備計画に記載の推計値実現に向けた取組を着実に実施する意向を確認した。推計の精緻化とともに、認定区域整備計画に記載の推計値実現のため、外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客に向けた取組の具体化等が重要である。
認定条件 3	カジノ事業は未開業のため現状特段の実施状況報告はないが、特定複合観光施設として長期的に安定した運営を確保するため、カジノ事業の収益を十分に非カジノ事業へ投資することを求める。また、特定の国籍等客層に偏ることなく、幅広い来訪者が訪れるような集客の実現に取り組むことを求める。
認定条件 4	地盤沈下量の計測の実施、専門家意見を踏まえた液状化対策の工法検討及び対策工事への着手等の取組が確認できた。引き続き、必要な対策を図るとともに、不測の事態に備えて対応策を十分検討しておくことが必要である。
認定条件 5	対話型説明会の開催など地域との双方向の対話の場を設ける取組を実施していること、及び、引き続き、工夫しながら地域との良好な関係構築に継続的に努める意向について確認できた。引き続き、各種取組を継続することが重要である。また、地域との良好な関係構築のためには、SNS を活用した期待感の醸成や、誤情報等が流布しないような措置を講じることも重要である。
認定条件 6	「第 2 期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、ギャンブル等依存が疑われる者等の割合の調査の実施や依存症予防啓発ツールの作成など多くのギャンブル等依存症対策への取組が実施されていることが確認できた。ギャンブル等依存が疑われる者等の割合について、P D C A サイクルを実行し、大阪府・市と I R 事業者双方が割合低減の実現性を高めていくことが重要である。
認定条件 7	「日本らしさ」を打ち出したコンテンツ等の創出のほか必要な充実を図っていく意向が確認できた。認定条件 1 ～ 6 に掲げるもののほか、認定審査における審査委員会の意見を十分に踏まえ、必要な充実を図りつつ区域整備計画の着実な実施及び日々変化する訪日外国人のニーズを捉えた必要な見直しを適時行うことが必要である。

その他

大阪府・市と I R 事業者における知的財産権の保護に関する確認プロセスの強化及び教育の徹底等の取組が確認できた。アーティスト等の権利保護や知的財産権の適切な取扱いの重要性を認識の上、再発防止を徹底するとともに、信頼・イメージ回復に向けて引き続き適切な取組を継続することが重要である。実施協定の内容が遵守されるよう、隣接地区で開催される大阪・関西万博の関係者との調整を行うことが必要である。

○目標の達成状況について

	基本方針に定める目標		
	(1) 国際的なMICEビジネスを展開すること	(2) 世界中から観光客を集めること	(3) 来訪客を国内各地に送り出すこと
項目	○世界水準のオールインワンMICE拠点の形成 大規模国際会議や大阪・関西が強みを有する産業をテーマとした展示会等を新たに誘致・開催し、大阪・関西の経済活性化と都市魅力の向上につなげるとともに、我が国のMICE開催件数の増加やMICE競争力の向上に寄与	○国内外からの集客力強化への貢献 世界中からビジネス客やファミリー層などの新たな来訪を促進し、大阪における訪日外国人旅行者数や旅行消費額の更なる増加を図るとともに、2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、訪日外国人旅行消費額を15兆円にするという政府の観光戦略の目標達成に寄与	○日本観光のゲートウェイの形成 世界と日本各地をつなぐ交流のハブとして、大阪IRへの来訪者を大阪府域や関西・西日本・日本各地へ送り出し、IR立地に伴う集客効果を各地に相乗的に波及
成果目標※1	2030年秋頃のIR開業を目標に、令和7年(2025年)春頃にIR建設工事の発注及び着手を行うほか、IR事業工程に沿って着実にIR施設の設計及び建設を進捗	2030年秋頃のIR開業を目標に、令和7年(2025年)春頃にIR建設工事の発注及び着手を行うほか、IR事業工程に沿って着実にIR施設の設計及び建設を進捗	2030年秋頃のIR開業を目標に、令和7年(2025年)春頃にIR建設工事の発注及び着手を行うほか、IR事業工程に沿って着実にIR施設の設計及び建設を進捗
設定理由	世界水準のオールインワンMICE拠点の形成を実現するためには、認定区域整備計画に記載する各IR施設の計画内容を適切に具体化しながら、まずは2030年秋頃のIR開業に向け、事業工程に沿って着実にIR施設の設計及び建設を進捗させることが重要であることから、工程進捗を成果目標として設定	国内外からの集客力強化への貢献を実現するためには、認定区域整備計画に記載する各IR施設の計画内容を適切に具体化しながら、まずは2030年秋頃のIR開業に向け、事業工程に沿って着実にIR施設の設計及び建設を進捗させることが重要であることから、工程進捗を成果目標として設定	日本観光のゲートウェイの形成を実現するためには、認定区域整備計画に記載する各IR施設の計画内容を適切に具体化しながら、まずは2030年秋頃のIR開業に向け、事業工程に沿って着実にIR施設の設計及び建設を進捗させることが重要であることから、工程進捗を成果目標として設定
令和5年度の状況※2	MICE施設について、認定区域整備計画に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施	各IR施設について、認定区域整備計画に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議及び工事計画調整等を実施	送客施設について、認定区域整備計画に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議等を実施
経年指標等を用いた要因分析※3	令和7年(2025年)春頃のIR建設工事の発注及び着手に向けて、認定区域整備計画及び令和5年度事業計画に沿って設計等を進捗させており、着実に事業を推進	令和7年(2025年)春頃のIR建設工事の発注及び着手に向けて、認定区域整備計画及び令和5年度事業計画に沿って設計等を進捗させており、着実に事業を推進	令和7年(2025年)春頃のIR建設工事の発注及び着手に向けて、認定区域整備計画及び令和5年度事業計画に沿って設計等を進捗させており、着実に事業を推進
審査委員会コメント*	成果目標の設定について、IR開業まで一定の期間を有するため、IR施設の設計及び建設の進捗を現時点での成果目標として設定することについて一定の理解はできるものの、認定区域整備計画に記載した目標の達成に向けてより取組の実効性を高める観点から、取組に応じて複数の成果目標の設定とその達成に向けた客観的な指標を用いた進捗状況の報告、要因分析等を行うことも検討されたい。また、目標達成に向け、IR開業に向けた各種取組を着実に進めることが重要である。特に、MICE誘致強化等の取組についてしっかり取り組むことが重要である。	成果目標の設定について、IR開業まで一定の期間を有するため、IR施設の設計及び建設の進捗を現時点での成果目標として設定することについて一定の理解はできるものの、認定区域整備計画に記載した目標の達成に向けてより取組の実効性を高める観点から、取組に応じて複数の成果目標の設定とその達成に向けた客観的な指標を用いた進捗状況の報告、要因分析等を行うことも検討されたい。また、目標達成に向け、IR開業に向けた各種取組を着実に進めることが重要である。特に、推計の精緻化とともに、認定区域整備計画に記載の推計値実現のため、外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客に向けたターゲティングや取組の具体化等が重要である。	成果目標の設定について、IR開業まで一定の期間を有するため、IR施設の設計及び建設の進捗を現時点での成果目標として設定することについて一定の理解はできるものの、認定区域整備計画に記載した目標の達成に向けてより取組の実効性を高める観点から、取組に応じて複数の成果目標の設定とその達成に向けた客観的な指標を用いた進捗状況の報告、要因分析等を行うことも検討されたい。また、目標達成に向け、IR開業に向けた各種取組を着実に進めることが重要である。特に、関西圏を中心とした送客とならないう留意が必要であり、日本広域への送客施設の拡充に努めること等が重要である。

※1 IR開業(2030年秋頃予定)まで一定の期間を有することから、成果目標については、基本的には、設計・建設段階(開業の概ね3年前まで)、開業準備段階(開業の概ね3年前から開業まで)及び運営段階(開業後)に分けて定めることとした。

※2 特に注記がない限り、IR事業者が実施した取組を示す。

※3 要因分析: 最初の事業年度であることから、経年指標を用いた要因分析は行っていない。

国による認定区域整備計画の実施状況評価の概要

○認定区域整備計画に基づく取組の状況（成果目標及び達成状況）

項目	基本方針に定める目標				
	ア	イ	ウ	エ	オ
成果目標※1	国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与	経済的社会的効果	I R 事業を安定的・継続的に運営できる能力及び体制	カジノ事業の収益の活用	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等
設定理由	国内外からの集客力強化への貢献を実現し、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現に寄与するためには、認定区域整備計画に記載する各 I R 施設の計画内容を適切に具体化しながら、事業工程に沿って着実に I R 施設的设计及び建設を進捗させ、先ずは、2030年秋頃の I R 施設の開業を確実に実現することが重要であるため、事業工程に沿った I R 施設の開業を成果目標として設定	経済的社会的効果を達成するためには、認定区域整備計画に記載する投資計画に沿って、先ずは、I R 施設の開業までの経済的社会的効果として最も大きな効果が見込まれる初期投資を確実に実行することが重要であるため、投資計画に沿った初期投資の実行を成果目標として設定	I R 事業を安定的・継続的に運営するためには、先ずは、I R 施設的设计・建設を進める上で必要となる資金の確保及び実施体制の構築（中核株主とのデベロップメントマネジメントに係る契約の締結、設計会社及び建設会社との委託契約及び請負契約の締結）をし、事業工程に沿って設計・建設を進捗させることが必要であり、これらの達成が確認できる I R 建設工事の着手及び I R 施設の所有権の取得を成果目標として設定	(報告対象外)	令和13年度末を目標に、ギャンブル等依存症が疑われる者等の割合（病的ギャンブラー＋問題ギャンブラー）を令和5年度実測値（3.9%【95%信頼区間：3.4-4.4】）から低減
令和5年度の状況※2	I R 施設について、認定区域整備計画に沿って、基本設計を経て詳細設計に着手するとともに、建築関連等の各種許認可等の取得に向けた行政協議及び工事計画調整等を実施	初期投資額約12,689億円に対して、令和6年3月末時点で、中核株主より累計241.65億円の出資を完了 金融機関との間で5,300億円のシニアローンの融資契約、少数株主（22社）との間で計1,270億円の株式引受契約を締結	令和5年度末までに、中核株主との間でデベロップメントマネジメントに係る契約、設計会社との間で I R 施設的设计に係る委託契約を締結 少数株主（22社）との間で株式引受契約、金融機関との融資契約を締結	(報告対象外)	令和5年度実測値 3.9% 【95%信頼区間：3.4-4.4】
経年指標等を用いた要因分析※3	令和7年（2025年）春頃の I R 建設工事の発注及び着手に向けて、認定区域整備計画及び令和5年度事業計画に沿って設計等を進捗させており、着実に事業を推進	令和7年（2025年）春頃の I R 建設工事の発注及び着手に向けて、認定区域整備計画及び令和5年度事業計画に沿って設計等を進捗させており、着実に事業を推進	令和7年（2025年）春頃の I R 建設工事の発注及び着手に向けて、認定区域整備計画及び令和5年度事業計画に沿って設計等を進捗させており、着実に事業を推進	(報告対象外)	大阪府において、ギャンブル等依存症が疑われる者等の割合（病的ギャンブラー＋問題ギャンブラー）について調査を実施
審査委員会コメント*	計画の行程通り、設計に着手していること等を確認した。他方、実施状況報告では設計の着手の確認に留まり、デザインの詳細の検討内容等についての言及は見受けられず、今後、コンセプトの磨き上げ等、審査委員会の意見を十分汲み取ったものとなるよう適切に設計・建設が進められていくことを求める。また、今後、M I C E 誘致強化や日本広域への送客施設の拡充に努めること等が重要である。	その投資規模の大きさから経済的社会的効果が見込まれており、令和5年度においてもその発現に資する投資活動への着手を確認した。他方、M I C E 開催件数や訪日外国人旅客数、旅行消費額といった推計値については、令和5年度の取組は推計の前提条件に変更がない旨の確認に留まっており、今後精緻化を図る必要がある。また、推計値の精緻化とともに、認定区域整備計画に記載の推計値実現のため、外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客に向けた取組の具体化等が重要である。	融資・出資契約の締結や、液状化対策工事への着手など、様々な取組が確認できた。引き続き、不測の事態が起こっても、I R 事業を安定的・継続的に運営できる能力及び体制が確保されることを求める。	カジノ事業は未開業のため現状特段の実施状況報告はないが、カジノ事業の高い収益性を更に活用し、非カジノ事業についても、I R 区域において必要となる新たな施設の整備や既存の施設の更新を今後も行うことにより、I R 区域の魅力の向上を図り、世界中から多くの観光客を引き付ける国際競争力を維持向上していくことを求める。	カジノ施設的设计作業に着手していることを確認したほか、ギャンブル等依存症への対策については、「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき依存症予防啓発ツールの作成など多くの取組が確認できた。ギャンブル等依存症が疑われる者等の割合について、P D C A サイクルを実行し、大阪府・市と I R 事業者双方が割合低減の実現性を高めていくことが重要である。

※1 I R 開業（2030年秋頃予定）まで一定の期間を有することから、成果目標については、基本的には、設計・建設段階（開業の概ね3年前まで）、開業準備段階（開業の概ね3年前から開業まで）及び運営段階（開業後）に分けて定めることとした。

※2 特に注記がない限り、I R 事業者が実施した取組を示す。

※3 要因分析：最初の事業年度であることから、経年指標を用いた要因分析は行っていない。

○認定条件に係る取組の状況 1 / 3

	認定条件	対応方針	令和 5 年度に実施した取組（概要）	審査委員会コメント*
1	<p>カジノ施設や I R 全体の建築物のデザインについて、認定審査における特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見が適切に反映されたものとなるよう今後の詳細設計・建設において十分留意すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ I R 全体の建築物のデザイン <ul style="list-style-type: none"> ・大阪 I R のデザインは、日本の伝統的な空間の美学を踏まえ、空間全体の一体感・調和から「風景」を作り出すことや、建物等を自然に見立て、遠景、中景、近景、ランドスケープと建物が一体となって、風景や空間を作るといった調和の中に、日本らしさとアイコンック性を見出すもの。 ・「結びの庭」を中心に、庭、建物群、四季や風景を一体的に調和させ、独自性の高い、日本にしかないリゾート空間を生み出すことをめざしている。 ・日本らしいデザインの強みをより感じられるよう、各建物の細かな設え、仕上げデザイン、部材・色味等、また、水・緑の配置や樹種等について工夫していく。 ○ユニバーサルデザイン <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー動線や気候に配慮した円滑な屋内外の移動経路の確保、災害時の対応等も含め、ハード・ソフト両面からの取組について、詳細設計・施設整備において具体化していく。 ○カジノ施設のデザイン <ul style="list-style-type: none"> ・日本らしさを取り入れたデザイン及びカジノ施設の利用者が時間把握をしやすくなるような設え等について工夫していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各所仕上げやデザインの形状、素材に和の要素を取り入れる等、日本らしさを表現する事を重要なコンセプトの一部と定め、各 I R 施設の設計等を進めた。 	<p>カジノ施設や I R 全体の建築物のデザインについて、実施状況報告では設計の着手を確認した。認定審査における審査委員会の意見が適切に反映されたものとなるよう、今後の詳細設計・建設において十分留意すべきである。</p>
2	<p>特定複合観光施設区域の整備による効果の推計に関して、推計に用いる各種データ等の精緻化に取り組むとともに、その推計値の実現に向けた取組を着実に実施すること。また、国内来訪者が多数訪れる計画であることを踏まえ、特に外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客の実施に取り組むこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○推計に用いる各種データ等の精緻化に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の進捗に合わせて、引き続き、前提とした市場環境の予測に変更がないか等を確認しながら、推計に用いる各種データ等の精緻化を図っていく。 ○推計値の実現に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・MGM及び国内外のMICEパートナーとの誘致活動や運営検討の共同推進はもとより、大阪府・市、大阪観光局、I R 事業者等が一体となった公民連携での誘致活動に取り組む、MICE開催件数や消費額の増加に着実に取り組む。 ・効果的・継続的な顧客獲得に向けたマーケティング・プロモーション活動の実践、また、各 I R 施設やコンテンツの魅力を維持・向上するための資本的支出等に着実に取り組む。 ○外国人来訪客の増加・集客に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・欧米、豪州、中国に限らずアジア諸国など、世界中からビジネス客やファミリー層などの新たな来訪をめざして取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外における観光・MICE需要等の回復状況について把握・確認を行い、認定区域整備計画における推計の前提となる市場環境の予測に変更がないこと及び各種需要推計の見直しが必要となるような事象が生じていないことを確認した。 ・外国人来訪客の集客に向けた情報収集・知見蓄積を実施した。 	<p>推計値について、令和 5 年度の取組としては推計の前提条件に変更がないことの確認に留まっているが、今後、推計に用いる各種データ等の精緻化及び認定区域整備計画に記載の推計値実現に向けた取組を着実に実施する意向を確認した。推計の精緻化とともに、認定区域整備計画に記載の推計値実現のため、外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客に向けた取組の具体化等が重要である。</p>

※特に注記がない限り、I R 事業者が実施した取組を示す。

○認定条件に係る取組の状況 2 / 3

	認定条件	対応方針	令和5年度に実施した取組（概要）	審査委員会コメント*
3	<p>特定複合観光施設として長期的に安定した運営を確保するため、カジノ事業の収益を十分に非カジノ事業へ投資すること。</p> <p>また、特定の国籍等客層に偏ることなく、幅広い来訪者が訪れるような集客の実現に取り組むこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○カジノ事業収益の非カジノ事業への投資 <ul style="list-style-type: none"> ・カジノ事業の収益等を活用し、継続的に非カジノ施設やコンテンツの魅力の維持・向上を図るとともに、展示等施設や宿泊施設の拡張整備等、長期的・継続的に I R 事業内容の向上と I R 区域の魅力向上に取り組む。 ・長期的に非カジノ事業の収益増加をめざしていく。 ・毎年度の資本的支出（追加投資）は、適時かつバランス良く実施し、適切にカジノ事業の収益等の活用が図られるよう取り組んでいく。 ○幅広い来訪者が訪れるような集客の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い国籍・属性の来訪者を惹きつけ、楽しませることができコンテンツの提供やマーケティング・プロモーション活動等の工夫を行い、多様な国籍・属性の来訪者が訪れるような大阪 I R の集客実現に取り組んでいく。 	-	<p>カジノ事業は未開業のため現状特段の実施状況報告はないが、特定複合観光施設として長期的に安定した運営を確保するため、<u>カジノ事業の収益を十分に非カジノ事業へ投資することを求める。また、特定の国籍等客層に偏ることなく、幅広い来訪者が訪れるような集客の実現に取り組むことを求める。</u></p>
4	<p>特定複合観光施設区域における地盤沈下については、継続的に沈下量計測などのモニタリングを実施するとともに、想定以上の沈下が進行した場合などの対応について十分検討しておくこと。</p> <p>液状化対策については、今後の対策工法等の詳細及び対策範囲の確定に当たって不十分なものとならないよう検討すること。</p> <p>土壤汚染については、仮に今後新たな事象が判明した場合に備えて対応策を幅広く検討しておくこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地盤沈下対策 <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な沈下計測の継続、沈下状況の把握・モニタリングを行い、早期・先制的な対策実施等に取り組む、想定以上の沈下進行が生じた場合には、専門家の知見も踏まえ適切に対応を検討していく。 ・継続的な沈下計測によつて的確に沈下状況を把握し、適時に段差解消を図っていく。 ○液状化対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ I R 事業者による追加調査や詳細分析等の実施並びにこれらの結果を踏まえて、大阪府・市及び I R 事業者において協議・調整しながら具体的な内容を確定し、安全性の確保を重視・前提とした対策を実施していく。 ○土壤汚染対策 <ul style="list-style-type: none"> ・仮に新たな事象が判明した場合においても、適切かつ迅速に対処できるよう、夢洲内で実施されている夢洲関連事業における工事状況等の継続的な把握を行うとともに、大阪府・市及び I R 事業者での連携・連絡体制を構築の上、土対法等の関係法令等に則り適切に対応していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地盤沈下対策 <ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下計測を継続的に実施し、沈下傾向に大きな変化が生じていないことを確認するとともに、沈下解析等を踏まえて地盤沈下対策の詳細内容を検討し、建物構造計画に反映しながら設計等を進めた。 ○液状化対策 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年9月に大阪市から概算負担額の認定を得た上で、同年12月に液状化対策工事に着手した。 ○土壤汚染対策 <ul style="list-style-type: none"> ・不測の事態等が生じた場合に適切かつ迅速に対処できるよう、大阪府・市との間で連携・連絡体制を構築し、各種取組を進めた。 ・夢洲まちづくり事業調整会議等を活用し、夢洲内で実施されている夢洲関連事業における工事状況や新たな事象が判明していないことを継続的に把握・確認した。 	<p>地盤沈下量の計測の実施、<u>専門家意見を踏まえた液状化対策の工法検討及び対策工事への着手等の取組が確認できた。引き続き、必要な対策を図るとともに、不測の事態に備えて対応策を十分検討しておくことが必要である。</u></p>

※特に注記がない限り、I R 事業者が実施した取組を示す。

国による認定区域整備計画の実施状況評価の概要

○認定条件に係る取組の状況 3 / 3

	認定条件	対応方針	令和5年度に実施した取組（概要）	審査委員会コメント*
5	地域との十分な双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> 事業の進捗に応じて、より効果的なものとなるよう情報発信の内容の充実・工夫を図りながら、地域との双方向の対話の場も活用した理解促進の取組を実施し、地域との良好な関係構築に継続的に努めていく。 	<p>< I R 事業者 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪 I R の概要や調達・雇用の創出等の地域経済への効果について経済団体への講演を実施し、また、今後の情報発信等の取組方針や進め方等について検討を行った。 <p>< 大阪府・市 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府下での説明会（5回 / 310名） 地元企業向けセミナー（1回 / 50名） 経済団体への出前講座（2回 / 252名） 大学等への出前講座（12回 / 979名） 情報発信（ポスター、インターネット広告） 	<p>対話型説明会の開催など地域との双方向の対話の場を設ける取組を実施していること、及び、引き続き、工夫しながら地域との良好な関係構築に継続的に努める意向について確認できた。引き続き、各種取組を継続することが重要である。また、地域との良好な関係構築のためには、SNSを活用した期待感の醸成や、誤情報等が流布しないような措置を講じることも重要である。</p>
6	十分な依存防止対策のための措置を規定する特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）の制度趣旨を踏まえ、日本人の依存防止対策を始めとして実効性を持って取り組むこと。また、ギャンブル等依存が疑われる者の割合の調査を行い、その結果を踏まえ実効性のある依存防止対策を定期的に検証し、大阪府・大阪市及び設置運営事業者が連携・協力して必要な措置を適切に講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府・市は一体となって、I R 事業者と連携・協力して、ギャンブル等依存症が疑われる者等の割合の低減をめざし、正面からギャンブル等依存症対策に取り組み、万全の対策を講じていく。 「大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例」を制定し、「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定した。 大阪府ギャンブル等依存症対策本部会議において評価を行い、実効性のある対策となるよう総合的かつ計画的に取り組む。 I R 事業者においては、「ギャンブル等依存症対策委員会」から継続的な助言・提言を受けるとともに、大阪府・市及び関係者とも連携・協力し、依存防止対策が実効性のあるものとなるよう取り組む。 	<p>< I R 事業者 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 「ギャンブル等依存症対策委員会」を継続的に運営していくことについて合意した。 大阪府・市との間で、I R 事業者における今後の取組方針や進め方等について検討を開始した。 <p>< 大阪府・市 ></p> <p>「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき主に以下のような取組を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 高校生向け依存症予防啓発ツールを作成 ② 「おおさか依存症総合ポータルサイト」を開設 ③ ギャンブル等依存症相談支援アプリについて幅広く周知 ④ シンポジウム開催、啓発動画作成 ⑤ SNS相談「大阪依存症ほっとライン」を実施 ⑥ 弁護士による借金専門相談を実施 ⑦ 医療機関向けの簡易介入マニュアルを作成 ⑧ 「（仮称）大阪依存症センター」の機能検討 ⑨ 実態把握調査を実施 	<p>「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、ギャンブル等依存が疑われる者等の割合の調査の実施や依存症予防啓発ツールの作成など多くのギャンブル等依存症対策への取組が実施されていることが確認できた。ギャンブル等依存が疑われる者等の割合について、PDCAサイクルを実行し、大阪府・市とI R 事業者双方が割合低減の実現性を高めていくことが重要である。</p>
7	前各項に掲げるもののほか、魅力増進施設を始めとする各施設のコンテンツ等について日本らしさを求める意見など、認定審査における特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の意見を十分に踏まえ、必要な充実を図りつつ区域整備計画の着実な実施及び適時必要な見直しを行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 「日本らしさ」を打ち出したコンテンツ等の創出のほか必要な充実を図りながら、着実に認定区域整備計画を実施していく。 I R 開業後においても、適時必要な見直しを行いながら、カジノ事業の収益等の活用により、長期的・継続的に I R 事業内容の向上と I R 区域の魅力向上に取り組む、大阪 I R の持続的な成長を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 実績・知見のある民間事業者との間で関係構築・強化を図るとともに、当該事業者の協力も得ながら、日本らしさの観点も踏まえたコンテンツ等のあり方について検討を開始した。 	<p>「日本らしさ」を打ち出したコンテンツ等の創出のほか必要な充実を図っていく意向が確認できた。認定条件1～6に掲げるもののほか、認定審査における審査委員会の意見を十分に踏まえ、必要な充実を図りつつ区域整備計画の着実な実施及び日々変化する訪日外国人のニーズを捉えた必要な見直しを適時行うことが必要である。</p>

*特に注記がない限り、I R 事業者が実施した取組を示す。

○その他

項目	令和5年度に実施した取組（概要）	審査委員会コメント*
著作権等の権利処理に係る再発防止の実施	<p>< I R 事業者 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○第三者のアート作品等の使用に係るプロセスの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・大阪 I R の中核株主である M G M において、第三者のアート作品を商業的に使用する場合の枠組を作成・運用するとともに、アート作品以外の著作権資産についても、使用に係る枠組を構築・運用する等、I R 事業者からの委託契約に基づいて事業遂行に必要な各種実務を実際に担っている中核株主等における取組により再発防止を図った。 ○知的財産権の保護に対する意識の向上と教育の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ I R 事業者の役員及び中核株主等の I R 事業の開発部門や著作物等を取り扱う担当者に対して、商標権・著作権等に関する基礎知識、著作物等利用における確認プロセス等についての研修を実施した。 <p>< 大阪府・市 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ I R 事業者等への指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ I R 事業者及び M G M ・オリックスコンソーシアムに対して、アーティスト等の権利保護や知的財産権の適切な取扱いの重要性を認識し、再発防止を徹底するよう指導した。 ○著作権等の権利処理状況の確認プロセスの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府・市の広報に使用するため大阪 I R 株式会社から成果物の提出を受けるに際して、遵守すべき事項・確認体制等を定めた手引きを作成・運用するとともに、成果物に含まれる著作権等の権利処理状況の確認結果を一元的に保管・管理するための管理簿を作成・運用した。 ○知的財産権の保護に対する意識の向上と教育の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・広報で必要な諸権利（著作権・肖像権・パブリシティ権等）の基礎知識、具体的事例に基づくコンテンツ使用の注意点、I R 事業者から成果物提供を受ける場合の手続等について、研修を実施した。 	<p>大阪府・市と I R 事業者における知的財産権の保護に関する確認プロセスの強化及び教育の徹底等の取組が確認できた。アーティスト等の権利保護や知的財産権の適切な取扱いの重要性を認識の上、再発防止を徹底するとともに、信頼・イメージ回復に向けて引き続き適切な取組を継続することが重要である。</p>

※特に注記がない限り、I R 事業者が実施した取組を示す。

国による認定区域整備計画の実施状況評価の概要

○認定区域整備計画に基づく取組の状況（要求基準） 1 / 3

要求基準		令和5年度に実施した取組（概要）	審査委員会コメント*
要求基準 1	1～5号施設に関する政令要件への適合	<ul style="list-style-type: none"> 認定区域整備計画に記載した各 I R 施設の計画内容に沿って、設計等に着手 専門家意見等も踏まえて I R 区域における液状化対策の詳細内容について検討を行い、液状化対策工事に着手 	1～5号施設について、政令要件に適合する形で設計等が進捗していることを確認した。
要求基準 2	カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計	<ul style="list-style-type: none"> カジノ施設について、I R 関係法令等で定める基準等を踏まえながら、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、設計等に着手 	カジノ施設の数 ¹ が1を超えず、かつ、ゲーミング区域の床面積の合計が、I R 整備法施行令第6条に規定する面積を超えないものとなっていることを確認した。
要求基準 3	I R 区域の一体的な管理	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年9月に大阪市・I R 事業者で事業用定期借地権設定契約を締結 道路の上空における十分な幅員の立体横断施設的设计等に着手 	I R 区域が、一の I R 施設を設置する一団の土地の区域として、I R 施設の敷地と同一の単一の区画となっており、I R 事業者が一体的に管理することとなっていることを確認した。
要求基準 4	I R 施設を確実に設置できる根拠（I R 区域の土地の権原や、資金調達の見込み等）についての妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年9月に大阪市・I R 事業者で事業用定期借地権設定契約を締結 中核株主による出資 令和6年3月に I R 事業者・金融機関で融資契約を締結 令和6年3月までに I R 事業者・少数株主で株式引受契約を締結 	I R 区域の土地の使用について、その権原を I R 事業者が取得する見込みが明らかであること及び、金融機関との融資契約締結等により資金調達の見込みが明らかであることを確認した。
要求基準 5	公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定	(報告対象外)	（区域整備計画認定時に民間事業者の公募及び選定が公平かつ公正に行われたものであることを確認した。）
要求基準 6	地域における合意形成の手続	(報告対象外)	（区域整備計画認定時に公聴会の開催及びパブコメの実施、議会議決を得ていることを確認した。）
要求基準 7	I R 事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組	<ul style="list-style-type: none"> I R 事業の実施に係る収賄等の不正行為の防止並びに公正性及び透明性を確保することの重要性を十分に理解し、これに適切に対応した定款、反社会的勢力排除のための行動指針、業務プロセスに係る内部統制資料等を作成 監査人1名を設置し、監査人監査を実施 内部監査として、内部統制の整備状況及び運用状況を監査人に直接報告し、監査法人とも意見交換を実施 	認定区域整備計画に沿って、I R 事業者によるコンプライアンス確保のための取組及び当該取組の実施のために必要な体制の構築が適切に行われていくことを確認した。

*特に注記がない限り、I R 事業者が実施した取組を示す。

○認定区域整備計画に基づく取組の状況（要求基準） 2 / 3

要求基準		令和5年度に実施した取組（概要）	審査委員会コメント*
要求基準 8	I R事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会的勢力の排除	<ul style="list-style-type: none"> 反社会的勢力排除のための行動指針を作成 行動指針に規定する委託先選定プロセスに基づき、I R事業の各種業務に係る契約相手方の暴力団員等の該当性を確認 新たに追加した少数株主について、暴力団員等の該当性を確認 	反社会的勢力の排除のため、「反社会的勢力排除のための行動指針」の作成や、中核株主における信用調査の実施や大阪府・市を通じた大阪府警への照会の実施、少数株主に対する誓約書の提出など、反社会的勢力の排除に取り組んでいることを確認した。
要求基準 9	審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと	<ul style="list-style-type: none"> 区域整備計画の認定に係る審査委員会の委員に対して、現在まで不正な働きかけを行っていない【I R事業者・府市】 	審査委員会の委員に対して不正な働きかけを行っていないことを確認した。
要求基準 10	I R区域と国内外の主要都市との交通の利便性	<ul style="list-style-type: none"> バスターミナル、駐車場及びフェリーターミナルについて、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、設計等に着手 夢洲へのアクセス強化等を図るための取組等を実施【府市】 <ul style="list-style-type: none"> 大阪メトロ中央線の延伸及び大阪 I R 直結の新駅整備 舞洲東交差点の立体交差化 夢洲幹線道路の6車線化 （仮称）夢洲北高架橋・（仮称）夢洲南高架橋の整備 観光外周道路の整備 夢洲北側護岸の係留施設等の整備 	I R区域と国内外の主要都市との交通網の利便性向上のための取組が行われていることを確認した。
要求基準 11	カジノ事業の収益が I R事業に活用されることにより、I R事業が一の事業者により一体的かつ継続的に行われること	<ul style="list-style-type: none"> 中核株主との間でデベロップメントマネジメントに係る契約、設計会社との間で設計委託契約を締結する等、I R施設的设计・環境影響評価手続・行政協議その他必要となる業務を実施 長期事業期間の設定、適切な事業実施体制の構築、株式譲渡制限、金融機関からの長期融資、株主及び協力会社からの支援体制の構築により、I R事業の継続的な実施の確保 令和6年3月に融資金融機関との間で直接協定を締結【府市】 	認定後の取組において、引き続き I R事業が一の I R事業者により一体的かつ継続的に行われることを確認した。
要求基準 12	設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携	(報告対象外)	— (該当なし)
要求基準 13	I R事業者が会社法に規定する会社であること、I R事業の専業	<ul style="list-style-type: none"> I R区域北側護岸に整備する係留施設について、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、設計等に着手 I R施設的设计・環境影響評価手続・行政協議等を実施 	I R事業者が会社法に規定する会社であり、附帯事業についても認定区域整備計画に沿って適切に取り組まれていくことを確認した。
要求基準 14	I R事業者による I R施設の所有	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年春頃予定の I R建設工事に係る建設工事請負契約の締結及び工事の着手に向け、認定区域整備計画に記載した各 I R施設の計画内容に沿って設計等に着手 環境影響評価手続について、令和5年10月に準備書を提出 	認定区域整備計画に沿って、I R事業者が I R施設を全て所有することになるよう、手続き等を進めていることを確認した。

※特に注記がない限り、I R事業者が実施した取組を示す。

* 審査委員会コメントは「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画 令和5年度（2023年度）実施状況評価書」（特定複合観光施設区域整備計画審査委員会）より抜粋

○認定区域整備計画に基づく取組の状況（要求基準） 3/3

要求基準		令和5年度に実施した取組（概要）	審査委員会コメント*
要求基準15	I R事業者が、カジノ事業に伴う有害な影響の排除を行うための措置を適切に実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ I R関係法令等で定める基準等を踏まえながら、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、設計等に着手 ・ 「ギャンブル等依存症対策委員会」を構成する外部有識者との間で、本委員会を継続的に運営していくことについて合意 ・ I R施設について、防犯上の観点も踏まえながら、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、設計等を実施 ・ I R事業者との間で、ギャンブル等依存症対策のあり方等について意見交換を行うとともに、カジノ施設の設計内容について協議・調整を行った【府市】 ・ I R事業者との間で、防犯上の観点も踏まえた I R施設の設計内容や治安・地域風俗環境対策のあり方について、意見交換や協議・調整を行った【府市】 	I R事業者が大阪府・市との連携を含め、有害影響排除の措置を適切に実施していくことを確認した。
要求基準16	カジノ事業収益を活用した、I R事業の内容の向上、自治体施策への協力、及び収支計画、資金計画との整合性	（報告対象外）	（カジノ事業収益の活用において、認定区域整備計画に変更がないことを確認した。）
要求基準17	認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夢洲まちづくり関連インフラ等の整備及びギャンブル等依存症対策の充実・強化を先行的な取組として実施【府市】 	入場料納入金・納付金の活用施策が適切に計画・実施される予定であることや、先行的な取組も行われていることを確認した。
要求基準18	I R区域の整備による経済的社会的効果及び効果の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ MICE施設、各 I R施設、送客施設について、認定区域整備計画に沿って設計等に着手 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国内外における観光・MICE需要等の回復状況について把握・確認を行い、各種需要推計の見直しが必要となるような事象が生じていないことを確認 	I R区域整備による経済的社会的効果及びその効果を見込む根拠が明らかにされていること、認定後に認定区域整備計画における推計の前提となる市場環境の予測に変更がないこと等を確認した。
要求基準19	都道府県等が、都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携し、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うとともに、ギャンブル等依存症対策基本法の規定に基づくギャンブル等依存症対策推進計画が策定され、これに基づく取組が適切に実施されること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」（R5.3策定）に基づき、総合的かつ計画的に取り組んだ。【府市】 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 高校生向け依存症予防啓発ツールを作成 ➢ 「おおさか依存症総合ポータルサイト」を開設 ➢ ギャンブル等依存症相談支援アプリについて幅広く周知 ➢ シンポジウム開催、啓発動画作成 ➢ SNS相談「大阪依存症ほっとライン」を実施 ➢ 弁護士による借金専門相談を実施 ➢ 医療機関向けの簡易介入マニュアルを作成 ➢ 「（仮称）大阪依存症センター」の機能検討 ➢ 実態把握調査を実施 	大阪府・市が、認定区域整備計画に沿って、有害影響排除の措置を適切に実施していくことを確認した。

※特に注記がない限り、I R事業者が実施した取組を示す。

* 審査委員会コメントは「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画 令和5年度（2023年度）実施状況評価書」（特定複合観光施設区域整備計画審査委員会）より抜粋

国による認定区域整備計画の実施状況評価の概要

○認定区域整備計画に基づく取組の状況（評価基準） 1 / 4

評価基準		令和5年度に実施した取組（概要）	審査委員会コメント*
評価基準 1	コンセプトが明確で優れていること	<ul style="list-style-type: none"> 認定区域整備計画に記載した各 I R 施設の計画内容に沿って、設計等に着手 専門家意見等も踏まえて I R 区域における液状化対策の詳細内容について検討を行い、液状化対策工事に着手 	計画の行程通り、設計に着手していることを確認した。審査結果報告書において、「日本らしさもコンセプトに盛り込まれていることが期待されることあり、今後のコンセプトの磨き上げを期待」としており、今後、各 I R 施設の詳細内容等を具体化していく中で、対応を期待する。
評価基準 2	建築物のデザインが地域の新たな象徴となりうるものであること	<ul style="list-style-type: none"> 認定区域整備計画に記載した建築物の外観や内装、配置計画等の方針に沿って、各 I R 施設の設計等に着手 	I R 区域内の建築物の設計作業に着手していることを確認した。他方、実施状況報告では設計の着手の確認に留まり、デザインの具体的な検討内容等についての言及は見受けられず、今後、審査委員会の意見を十分汲み取ったものとなるよう適切に設計・建設が進められていくことを求める。
評価基準 3	これまでにないスケールを持つこと	<ul style="list-style-type: none"> 認定区域整備計画に記載した各 I R 施設の計画内容に沿って、各 I R 施設の設計等に着手 環境影響評価手続について、令和5年10月に準備書を提出 	日本を代表する観光施設にふさわしい十分なスケールを有している施設規模で設計に着手していることを確認した。
評価基準 4	ユニバーサルデザイン等の観点から世界の最先端であること	<ul style="list-style-type: none"> 認定区域整備計画に記載するユニバーサルデザイン・多文化共生の考え方を踏まえ、各 I R 施設の設計等に着手 床面積が2,000㎡以上の全ての建築物について、「大阪市建築物総合環境評価制度」に基づき、各 I R 施設の設計等に着手 	ユニバーサルデザイン等に配慮しつつ設計・整備を進める意向を確認した。引き続き、国内外における先進事例や I R に期待される取組等がまとめられた観光庁作成の報告書を踏まえた設計・整備等を求める。
評価基準 5	M I C E ビジネスの国際競争力の向上に十分なスケールを持つこと	<ul style="list-style-type: none"> 認定区域整備計画に記載した国際会議場施設及び展示等施設の計画内容に沿って、M I C E 施設の設計等に着手 	M I C E 施設全体として国際的な会議を誘致・開催する上で所要の施設規模で設計に着手していることを確認した。今後、M I C E 誘致強化等についてしっかり取り組むことを求める。
評価基準 6	重要な国際会議等に対応できる、優れたクオリティを持つこと	<ul style="list-style-type: none"> 認定区域整備計画に記載した国際会議場施設及び展示等施設の計画内容に沿って、M I C E 施設の設計等に着手 	M I C E 施設の設計に知見を有する設計会社や P C O へのヒアリング等の取組を確認した。内装や機能、高水準サービス等をどのように具現化するかにについては今後検討されることを期待する。
評価基準 7	M I C E のターゲットが明確で、誘致等に必要の体制及びノウハウを備えていること	<ul style="list-style-type: none"> 認定区域整備計画に記載した国際会議場施設及び展示等施設の設置運営方針や誘致見込み等を踏まえ、M I C E 施設の設計等に着手 「大阪 M I C E 誘致戦略」（R5.3策定）により、大阪が強みを有する分野の重点分野への位置付けや誘致ターゲットを示し、MICE 誘致に向けた取組を推進【府市】 	施設運営体制を見据えたリレーションの維持・構築等の取組を確認した。
評価基準 8	日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信するとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	<ul style="list-style-type: none"> 認定区域整備計画に記載した魅力増進施設の計画内容に沿って、魅力増進施設の設計等に着手 	各施設の運営等に関し知見を有する専門コンサルへのヒアリングの実施等の取組を確認した。外国の I R と差別化をするために「日本らしさ」を打ち出していくためには、魅力増進施設の機能が重要であり、今後、コンテンツの充実が図られていくことを期待する。
評価基準 9	各地の観光魅力を伝えるショーケース機能や、旅行サービスの手配を一元的に行うコンシェルジュ機能を十分に果たすとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	<ul style="list-style-type: none"> 認定区域整備計画に記載した送客施設の計画内容に沿って、送客施設の設計等に着手 	送客施設のレイアウトについて、関係事業者と協議を実施していること等を確認した。関西圏を中心とした送客とならないよう留意が必要であり、日本広域への送客施設の拡充に努めること等を求める。

※特に注記がない限り、I R 事業者が実施した取組を示す。

* 審査委員会コメントは「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画 令和5年度（2023年度）実施状況評価書」（特定複合観光施設区域整備計画審査委員会）より抜粋

○認定区域整備計画に基づく取組の状況（評価基準） 2 / 4

評価基準		令和5年度に実施した取組（概要）	審査委員会コメント*
評価基準10	客室の広さ・構成・設備が国際競争力を有していること	<ul style="list-style-type: none"> 認定区域整備計画に記載した宿泊施設の計画内容に沿って、宿泊施設の設計等に着手 	政令要件（約10万㎡）を上回る規模の総客室面積で設計に着手していることを確認した。他方、審査結果報告書では、「設計段階においては、日本・関西の文化の取り入れ、ラグジュアリーさ、動線等を含むV I P対応など、多くの訪日外国人を呼び込めるような訴求力の高いものとなるような十分な具現化や工夫が必要」と指摘をしているが、具体的な対応は確認できず、今後対応が必要である。
評価基準11	レストランなどの飲食サービス等が優れていること	<ul style="list-style-type: none"> 認定区域整備計画に記載した宿泊施設の飲食施設やその他付帯サービスの計画内容、運営方針等を踏まえて、宿泊施設の設計等に着手 	ハラル・ベジタリアン・ビーガンといった食のジャンルや食物アレルギーへの対応、多くの訪日外国人を呼び込めるような訴求力の高い内容となるような具現化や工夫等、今後検討されることを期待する。
評価基準12	事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	(報告対象外)	＝
評価基準13	コンテンツ等が国際競争力と高いクオリティを有し、幅広い人々が楽しめることとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	<ul style="list-style-type: none"> 認定区域整備計画に記載した来訪及び滞在寄与施設の計画内容に沿って、来訪及び滞在寄与施設の設計等に着手 	各施設の運営等に関し知見を有する専門コンサルへのヒアリングの実施などの取組を確認した。今後、計画の磨き上げや、営業の持続可能性を高められるよう、コンテンツのラインナップ・定期的な組替えの具体化等を行うことが重要である。
評価基準14	I R全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスがとれていること	<ul style="list-style-type: none"> カジノ施設について、管理や警備、依存症対策等が適切に実施できるよう、I R関係法令等で定める基準等に従って、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、設計等に着手 	カジノ施設について、設計作業に着手していることを確認した。他方、実施状況報告では設計の着手の確認に留まり、デザインの具体的な検討内容等についての言及は見受けられず、今後、審査委員会の意見を十分汲み取ったものとなるよう適切に設計・建設が進められていくことを求める。
評価基準15	国内外の主要都市との交通の利便性に優れていること	<ul style="list-style-type: none"> バスターミナル、駐車場及びフェリーターミナルについて、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、設計等に着手 夢洲へのアクセス強化等を図るための取組等を実施【府市】 ※ 個別の取組については、要求基準10のとおり 	夢洲へのアクセス強化等を図るため交通インフラの整備が進められていることを確認した。交通事業者と連携した混雑対策について、今後検討を進めることが重要である。
評価基準16	交通アクセス改善やインフラ整備等の施策が効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 夢洲第2期区域について、サウンディング型市場調査を実施【府市】 夢洲へのアクセス強化等を図るための取組等を実施【府市】 ※ 個別の取組については、要求基準10のとおり 「大阪M I C E誘致戦略」（R5.3策定）により、大阪が強みを有する分野の重点分野への位置付けや誘致ターゲットを示し、MICE誘致に向けた取組を推進【府市】 	夢洲へのアクセス強化等を図るため交通インフラの整備が進められていることを確認した。交通事業者間の利害調整等、円滑に進めていくことが重要である。
評価基準17	M I C E件数や観光客の増加が大きく見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> MICE施設、各I R施設、送客施設について、認定区域整備計画に沿って設計等に着手 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国内外における観光・M I C E需要等の回復状況について把握・確認を行い、各種需要推計の見直しが必要となるような事象が生じていないことを確認 	M I C Eの開催件数やカジノ施設への来訪者数の推計値について、令和5年度の取組は推計の前提条件に変更がない旨の確認に留まっているが、今後精緻化を図る意向を確認した。今後、推計の精緻化とともに、認定区域整備計画に記載の推計値実現のため、外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客に向けた取組の具体化等が重要である。

※特に注記がない限り、I R事業者が実施した取組を示す。

国による認定区域整備計画の実施状況評価の概要

○認定区域整備計画に基づく取組の状況（評価基準） 3/4

評価基準		令和5年度に実施した取組（概要）	審査委員会コメント*
評価基準18	来訪者の旅行消費額の増加や地域の雇用創出が見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> 中核株主の出資により、大阪府・市への差入保証金、設計費用等の資金需要に適切に対応した 令和6年3月にI R事業者・金融機関で融資契約を締結 令和6年3月までにI R事業者・少数株主で株式引受契約を締結 	地域経済への波及効果を発現させる投資活動への着手を確認した。依然として、その投資規模の大きさから、地域経済への効果が見込まれる。今後、全国的な視点を含めたI Rによる地域経済効果の更なる分析・推計を行うことが重要である。
評価基準19	2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への貢献が見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国内外における観光・M I C E需要等の回復状況について把握・確認を行い、各種需要推計の見直しが必要となるような事象が生じていないことを確認 	外国人観光客の集客に向け、観光事業者やコンテンツ事業者等との意見交換の実施等の取組を確認した。訪日外国人旅客数や旅行消費額の推計の精緻化について、令和5年度の取組は推計の前提条件に変更がない旨の確認に留まっているが、今後精緻化を図る意向を確認した。今後推計の精緻化を進めることが必要である。
評価基準20	I R事業者等が業務遂行能力を有し、適切な役割分担であること	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年3月までにI R事業者・少数株主で株式引受契約を締結 I R事業者・設計会社で設計委託契約を締結 I R事業者・中核株主でデベロップメントマネジメントに係る契約を締結 	中核株主から派遣された代表取締役2名及び監査人1名の計3名の事業体制となっていることを確認した。今後、必要な人材の確保等に努め、不測の事態への対応など迅速かつ確実な態勢等を求める。
評価基準21	財務面からみて安定的で、業績が下振れた場合でも長期的に事業を継続できること	<ul style="list-style-type: none"> 中核株主の出資により、大阪府・市への差入保証金、設計費用等の資金需要に適切に対応 令和6年3月にI R事業者・金融機関で融資契約を締結 令和6年3月までにI R事業者・少数株主で株式引受契約を締結 建設コストの上昇による影響で事業費の増加が見込まれたため、令和5年9月に認定区域整備計画を変更 	中核株主による241.65億円の出資、少数株主22社との間での1,270億円の株式引受契約の締結、金融機関との融資契約の締結等を確認した。引き続き、長期間にわたって安定的なI Rの運営が確保されることを継続的に確認することを求める。
評価基準22	防災・減災や、安全の確保、感染症対策等の取組が適切に講じられること	<ul style="list-style-type: none"> 認定区域整備計画に記載した取組に沿って、各I R施設の設計等に着手 「夢洲等まちづくり事業調整会議」への参画等、設計・建設段階においても関係者との連絡・調整を行うことができるよう体制を構築 夢洲における安心・安全なまちの実現に向けた取組を推進【府市】 <ul style="list-style-type: none"> I R区域における液状化対策工事 夢洲幹線道路や観光外周道路等の無電柱化 「夢洲等まちづくり事業調整会議」を活用し、I R事業者との間で必要となる工事調整及び情報共有等を行った【府市】 	I R予定区域等における液状化対策に関する専門家会議を開催し、検討結果を9月にとりまとめ、建物直下・周囲をセメントにより固化する工法による地盤改良工事を12月に着手していること等を確認した。非自然災害も含めて、防災及び減災のための取組等について、引き続き適切かつ迅速に対応されるよう対応策を検討・実施していくことを求める。
評価基準23	地域との良好な関係構築があること	<ul style="list-style-type: none"> 大阪I Rの概要や調達・雇用の創出等の地域経済への効果について経済団体への講演を実施 府民全体を対象とした説明会等を行うとともに、大阪I Rの情報発信を実施【府市】 <ul style="list-style-type: none"> 大阪府下での説明会（5回/310名） 地元企業向けセミナー（1回/50名） 経済団体への出前講座（2回/252名） 大学等への出前講座（12回/979名） 情報発信（ポスター、インターネット広告） 	住民向けの説明会、地元企業向けのセミナー、大学等への出前講義、ポスターやインターネット広告を活用した広報活動等の取組を確認した。引き続き、十分な地域との双方向の対話の場を設け、懸念の払拭を図る取組を求める。

※特に注記がない限り、I R事業者が実施した取組を示す。

○認定区域整備計画に基づく取組の状況（評価基準） 4 / 4

評価基準		令和5年度に実施した取組（概要）	審査委員会コメント*
評価基準24	カジノ事業収益を十分活用して、I R事業内容の向上や都道府県等への協力を行うこと	(報告対象外)	カジノ事業は未開業のため現状特段の実施状況報告はないが、カジノ事業の高い収益性を更に活用し、非カジノ事業についても、I R区域において必要となる新たな施設の整備や既存の施設の更新を今後も行うことにより、I R区域の魅力の向上を図り、世界中から多くの観光客を引き付ける国際競争力を維持向上していくことを求める。
評価基準25	カジノ施設の有害影響排除やギャンブル等依存症対策が確実かつ効果的に講じられるものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・ I R関係法令等で定める基準等を踏まえながら、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って、設計等に着手 ・ 「ギャンブル等依存症対策委員会」を構成する外部有識者との間で、本委員会を継続的に運営していくことについて合意 ・ I R施設について、防犯上の観点も踏まえながら、認定区域整備計画に記載した計画内容に沿って設計等に着手 ・ 「ギャンブル等依存が疑われる者等の割合」の算出（3.9%）【府市】 ・ 「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」（R5.3策定）に基づき、総合的かつ計画的に取り組んだ【府市】 ※ 個別の取組については、要求基準19のとおり	カジノ施設の設計作業に着手していることを確認したほか、ギャンブル等依存症への対策については、「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき依存症予防啓発ソールの作成など多くの取組を確認した。ギャンブル等依存が疑われる者等の割合について、P D C Aサイクルを実行し、大阪府・市とI R事業者双方が割合低減の実現性を高めていくことが重要である。

※特に注記がない限り、I R事業者が実施した取組を示す。